

## 第8 環境森林部が所管する債権

### 1. 廃棄物・リサイクル課：廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金

#### (1) 債権の概要

##### ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

##### イ. 担当部署

環境森林部 廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係

##### ウ. 債権の発生原因と種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第2項及び第5項・行政代執行法第5条及び第6条・国税滞納処分の例により強制徴収できる強制徴収公債権

##### エ. 債権の内容

①廃タイヤ回収業を営んでいたA氏が、平成5年2月頃から廃タイヤを収集し、県知事から産業廃棄物処分業の許可を受けずに旧佐波郡境町（現伊勢崎市）の土地に大量に埋め立て処分をおこなっていたところ、火災が繰り返し発生したことから、県は、平成11年3月、今後も火災発生危険性があること、タイヤ焼却臭があり生活環境保全上も支障が生じていたことを理由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項（当時）に基づき廃タイヤ全量撤去の措置命令を発付した。

その後も措置命令に応じなかったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項（当時）に基づき、平成11年12月から平成12年12月まで行政代執行を実施して廃タイヤを撤去し、平成12年8月（第1期分）及び平成13年3月（第2期分）に、行政代執行法第5条に基づき、A氏に対して行政代執行に要した費用の納付命令を発付した。

②A氏は、伊勢崎市内の別の土地でも、平成14年の判明時以後、長期間に渡り廃タイヤを違法に放置していたため、県は、平成22年10月にA氏に対して、同年11月に土地の所有者であるB氏に対して、生活環境保全上の支障の除去等を理由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に基づき廃タイヤ撤去等の措置命令を発付した。

しかし、その後も措置命令に応じなかったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項に基づき、平成23年2月から同年5月まで行政代執行を実施して廃タイヤ等を撤去し、平成23年9月に行政代執行法第5条に基づき、A氏及びB氏に対して行政代執行に要した費用の納付命令を発付した。

なお、土地所有者であるB氏については、廃棄物があることを承知の上で土地を取得し、行為者であるA氏に対して撤去や退去を求める等の対応をしていないことから、A氏が処分等をするのを助けた者に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項第4号（当時）に基づき、地上部にある廃棄物の撤去を命じられたものである。

オ. 時効期間

5年（行政代執行法第6条第1項・国税通則法第72条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
220,603,000円	0円	120,000円	173,552,000円	46,931,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成12年度	0円	2件	1人
平成23年度	46,931,000円	1件	2人
合計	46,931,000円	3件	3人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

平成12年度と平成23年度に行政代執行に要した費用について納付命令を発付していることから、当初の調定については平成12年度と平成23年度に行っている。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

財務規則によれば、納期限については納入通知書の発行の日の翌日から起算して20日以内の日とされていることから、同規則を踏まえて納期限を設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者A氏に対して納付指導を継続して実施し、平成13年度から平成21年度にかけて、少額ながらも回収をしてきたが、平成20年には債務者A氏が生活保護を受給するようになり、平成22年には債務者A氏に成年後見人が選任されるなどしたため、回収が困難な状況となっていた。その後、平成29年3月に債務者A氏が亡くなり、平成29年度には不納欠損処分とした。

なお、もう一人の債務者B氏に対しては、納付指導を継続して実施し、平成25年度から現在に至るまで少額ながらも定期的な分納により回収を継続している状況である。

<納入通知>

行政不服申立てに関する教示は記載している。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度に、債務者であるA氏について、平成12年度の未納額である2486万円（1期分）、1億4869万2千円（2期分）及び平成23年度の未納額4693万1千円について不納欠損処分を行っている。

債務者A氏については、生活保護の受給開始、成年後見人の選任がなされた後、平成29年3月にA氏が亡くなったが、相続人全員が相続放棄を行い相続人不存在の状態となり、また、財産調査の結果、預金が数千円存在するのみで

あったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第5項により準用する行政代執行法第6条により、国税徴収法第153条第1項第1号の規定「滞納処分の執行をすることができる財産がないとき」に該当したため、平成30年3月に滞納処分の執行の停止を行った。また、滞納処分の執行の停止を行ったところ、国税徴収法第153条第5項の規定「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当するため、同日付で納付義務を消滅させ、不納欠損処分としたものである。

なお、上記不納欠損処分とした未納額のうち、平成23年度の未納額4693万1千円については、債務者A氏と債務者B氏の不真正連帯債務であり、債務者B氏に対する債務は依然として存続することから、収入未済額として計上を続けている。

#### <不納欠損の時期>

特に不納欠損処理の時期に関して取扱基準はないが、平成29年度中の不納欠損処分については、国税徴収法第153条第1項第1号、同条第5項に基づき、滞納処分の執行を停止し、納付義務を消滅させた上で不納欠損処分としたものである。

### (3) 債権（収入未済額）の管理・保全

#### ア. 管理体制

##### <債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

##### <情報システム等による管理運用状況>

定期的に発生する債権ではないため、特に電算システムなどのシステム上での管理はしていない。

エクセルで「未収金整理簿」を作成し、簿冊で管理を行っている。未収金整理簿には、債権内容、債務者の住所・氏名、債権金額、収納年月日・収納額、一部収納後の残高等が記載されている。

##### <担当者の権限分配の状況>

担当者1名と担当係の上司の2名体制で管理をしている。

#### イ. 債務者に関する情報の収集

##### <債務者について収集・保管している情報>

名称、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務先、年収

##### <調査の方法と頻度>

2か月に1度の納付書の送付で不達なら所在調査を行う。また、不定期であるが、固定資産課税台帳の閲覧や金融機関への預貯金の照会等による調査も実施している。

##### <債務者との通信・面談>

通信記録及び面談記録は全て保存されており、納付指導等を行った年月日、その内容、納付指導の結果及び一部納付があった場合の納付額等は、エクセルで作成した「指導・納付の状況」と題する表に追記する方法で整理されている。

未収債権の事案が2件であるところ、2件の書類の記載内容を確認したが、特に記載漏れ等の問題は存在しないと考えられる。

#### ウ．消滅時効の管理状況

##### <起算点・時効期間の管理状況>

未収金整理簿に収納年月日を記入することになっており、同整理簿により消滅時効の起算点、時効期間の管理を行っている。

##### <中断措置の有無・方法>

何ら中断措置をしないまま時効完成させてしまった事例はない。債務者A氏について、平成25年度に、同人の成年後見人から、債務確認書を徴求しているが、未収金の発生原因、未収金額等は記載されており、時効中断事由である債務承認の書面としては不適切な内容とはなっていない。

##### <時効完成後の対応>

該当なし。

#### (4) 債権（収入未済額）の回収事務

##### ア．督促の実施状況

##### <実施方法・頻度>

通知・電話・訪問による。2か月に1度の点検で遅滞があれば、督促を行う。

##### <延滞金等>

延滞金については徴収の根拠となる規定が存在せず、徴収していない。

##### <督促状の記載>

行政不服申立ての教示は督促状の書式の中に組み込まれている。

##### イ．督促に応じない場合の措置

##### <滞納処分等の実施状況>

実施していない。

##### <法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

##### <任意的手段の活用方法>

債務者B氏については、催告及び納付相談の結果、県において、債務者B氏の現在の年金収入などから最低生活費を差し引いた月々の支払可能額を計算し、分割納付の各月の返済額の提示を行ったところ、債務者もこの案を受け入れ、現在に至るまで分割納付が行われている。なお、納付誓約書は徴求していない。

##### ウ．財産調査の実施状況

##### <債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者A氏について、資産調査を行っており、動産及び不動産の保有なし、預金債権数千円との調査結果を得ている。

また、債務者B氏についても資産調査を実施しており、本人名義の不動産が存在するものの、根抵当権・抵当権の被担保債権額が多額であったために資産価値なし、預貯金債権が十数万円との調査結果を得ており、収入調査により年金収入額についても情報を得ている。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

債務者でない者への財産調査は実施していない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

債務者A氏については、平成29年3月に亡くなり、相続人は全員相続放棄を行っている。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

特に基準等はない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に処理方針はないが、国税徴収法の規定等に基づき処理を行っている。

ウ．法が用意した制度の利用状況

債務者A氏について、生活保護の受給開始、成年後見人の選任がなされた後、平成29年3月にA氏が亡くなったが、相続人全員が相続放棄を行い相続人不存在の状態となり、また、財産調査の結果、預金が数千円存在するのみであったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第5項により準用する行政代執行法第6条により、国税徴収法第153条第1項第1号の規定「滞納処分の執行をすることができる財産がないとき」に該当したため、平成30年3月に滞納処分の執行の停止を行った。

また、滞納処分の執行の停止を行ったところ、国税徴収法第153条第5項の規定「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当するため、同日付で納付義務を消滅させ、不納欠損処分とした。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．過年度の指摘事項ないし意見

平成23年度の包括外部監査で、「廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金」に関して、債務者が生活保護を受けた時点で回収可能性が極めて乏しいことから、その時点で不納欠損処理の検討を行うべきであったが、債務者本人及び成年後見人はわずかでも支払う意思を持っており、また子息もあることから、処理の判断は困難な状況にあったと思われるため、今後の状況の変化に留意し、必要な手続を適時に行うことが必要である」との意見が出されていた。

イ．改善措置の状況等

その後も、子息が存在していた状況には変化がなく、平成29年に債務者本人が死亡し、子息等の相続人が全員相続放棄をした時点で、状況の変化が生じ

たことから、不納欠損処分の手続を行っている。

- (7) 指摘事項  
該当なし。
- (8) 意見  
該当なし。

## 2. 林業振興課：林業・木材産業改善資金等

### (1) 債権の概要

#### ア. 歳入科目

林業改善資金特別会計—4款：諸収入—2項：貸付金元利収入—1目：林業・木材産業改善資金貸付金元利収入—1節：元金

#### イ. 担当部署

環境森林部 林業振興課 林業団体係

#### ウ. 債権の発生原因と種類

①林業・木材産業改善資金、②林業後継者等特別対策資金のいずれも金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（私債権）である。

#### <補足説明>

①林業・木材産業改善資金については、林業・木材産業改善資金助成法及び群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則に基づき、貸付決定後、借入申込者から林業・木材産業改善資金借用証書を提出させ、借入申込者と県との間で金銭消費貸借契約を締結する。

②林業後継者等特別対策資金については、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱に基づき、貸付決定後、借入申込者から借用証書を提出させ、借入申込者と県との間で金銭消費貸借契約を締結する。

#### エ. 債権の内容

①林業・木材産業改善資金助成法は、林業従事者等が林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入すること）を支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付を行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う制度を定めたものであり、「林業・木材産業改善資金」は、同法第2条において、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金と定義されている。

県では、林業・木材産業改善資金助成法を踏まえて、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則を定めており、林業・木材産業改善資金の借入申込者は、同規則第8条に基づき、県に対し、林業・木材産業改善資金貸付申請書を提出し、県はその内容を審査し、貸付を行うことが適当であると認めるときは、貸付決定を行う。貸付決定の通知を受けた借入申込者は、同規則第10条に基づき、

県に対し、林業・木材産業改善資金借用証書を提出する。

②また、林業後継者等特別対策資金については、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱に基づき、山村における指導的林業者及び近代的な林業を担う者の養成・確保並びに定住促進を図るために、県が林業後継者等に資金を貸し付けるものである。

林業後継者等特別対策資金の借入申請者は、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第5条に基づき、県に対し、貸付申請書を提出し、県では、申請書の内容が適当であると認めたときは貸付決定を行い、貸付決定通知を行う。その後、貸付決定通知を受けた借入申請者は、県に対し、借用証書を提出する。

オ. 時効期間

10年間（旧民法第167条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
69,940,551円	32,759,755円	36,860,492円	0円	65,839,814円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和56年度	825,000円	1件	1人
昭和57年度	43,000円	1件	1人
昭和58年度	1,366,000円	2件	1人
昭和59年度	1,366,000円	2件	1人
昭和60年度	300,000円	1件	1人
平成7年度	1,020,000円	1件	1人
平成8年度	1,840,000円	2件	2人
平成9年度	3,670,000円	3件	2人
平成10年度	6,945,000円	5件	3人
平成11年度	1,840,900円	4件	4人
平成12年度	980,000円	1件	1人
平成13年度	3,299,641円	4件	4人
平成14年度	2,940,232円	7件	7人
平成15年度	3,810,030円	10件	10人
平成16年度	4,057,420円	5件	5人
平成17年度	2,100,418円	4件	4人
平成18年度	1,174,571円	2件	2人
平成19年度	938,560円	3件	2人
平成20年度	3,538,346円	8件	7人
平成21年度	9,312,089円	6件	6人

平成 2 2 年度	1,736,893円	6 件	6 人
平成 2 3 年度	1,361,328円	3 件	3 人
平成 2 4 年度	427,469円	2 件	2 人
平成 2 5 年度	3,793,673円	6 件	6 人
平成 2 6 年度	2,566,126円	3 件	3 人
平成 2 7 年度	3,132,855円	5 件	5 人
平成 2 9 年度	1,454,263円	3 件	2 人
合計	65,839,814円	1 0 0 件	9 2 人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

＜調定の実施状況、調定・戻入の際の納期限の設定状況＞

①林業・木材産業改善資金については、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条に基づき、償還期間は原則10年以内（据置期間は3年以内）とされており、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第4・第4項に基づき、償還期間（据置期間を含む）を定める際には、借入申込者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとされている。

同事務取扱要領第4・第5項に定められている償還方法によれば、償還期間が1年以内の貸付金については、一時払いの方法、その他のものは均等年賦支払いの方法によるものとされているが、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち、据置期間経過後の期間において均等年賦支払いの方法により償還を行うこととされている。

そのため、県では、通常、均等年賦支払いの方法により償還を受けることになるため、調定については、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書記載の償還内容及び林業・木材産業改善資金借用証書記載の償還期日及び償還額を踏まえ、各年の償還期日に合わせて年に1度調定を行っている。

②林業後継者等特別対策資金については、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第4条に基づき、貸付対象事業毎に償還期間（5年以内又は10年以内）が定められており、償還期間（据置期間を含む）を定める際には、借入申込者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとされている。

償還方法については、同要綱第8条に基づき、元金は年賦による均等償還、利子は元金償還の償還期日に当該期日までに相当する額を元金と同時に支払うものとされていることから、県では、年賦支払いの方法により償還を受けることになる。

そのため、調定については、林業後継者等特別対策資金貸付決定通知書記載の償還内容及び林業後継者等特別対策資金借用証書記載の償還期日及び償還額を踏まえ、各年の償還期日に合わせて年に1度調定を行っている。

＜適時・適切に回収できない理由＞

収入未済となる理由は、貸付先（債務者）の倒産（破産）・経営状況の悪化、



債務者及び保証人が無資力、債務者・保証人死亡、所在不明などである。

#### エ. 不納欠損処理の状況

これまで不納欠損処理をした事例がないため、不納欠損処理の時期に関する取扱基準はない。抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が破産申立を行い、免責許可決定を受けているものがあるが、免責許可決定後も債務者から不定期に支払いを受けているものが存在する。同事案については債権放棄も不納欠損処理もしていない。

### (3) 債権（収入未済額）の管理・保全

#### ア. 管理体制

##### < 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

債権管理簿及び債権現在額報告書が整備されている。平成29年度債権現在額報告書については、平成30年4月に審査課からの提出依頼に基づき、所定の様式を提出している。

##### < 情報システム等による管理運用状況 >

県では、県の債権管理担当者が、エクセルソフトを用いて、「林業・木材産業改善資金債権現在高」、「林業後継者資金債権現在高」、「林業・木材産業改善資金償還金償還実績一覧表」、「林業後継者等特別対策資金償還金償還実績一覧表」、「林業・木材産業改善資金の延滞者償還状況」、「林業後継者特別対策資金の延滞者償還状況」といった表を作成し、債権の管理を行っている。

毎年度、県では、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第23条第1項及び群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第13条に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付金の貸付に係る事務（貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く）の一部及び林業後継者等特別対策資金の貸付に係る事務（貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く）の一部を県森林組合連合会に委託をしている。

委託を受けた県森林組合連合会では、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領に基づき、「林業・木材産業改善資金管理カード」を作成し、資金の種類、貸付決定額、貸付決定年月日、貸付決定番号、貸付先氏名、住所、保証人（氏名・住所）、償還期限、償還期日などの記載を行い、管理を行っている。

また、群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領によれば、県林業振興課及び県森林組合連合会は、同要領に定められた林業後継者等特別対策資金貸付管理台帳を作成し、借受者ごとの貸付金額、償還額、償還期日、償還状況等を明確に記録しなければならないとされているが、管理台帳は作成されていない。県森林組合連合会では、林業・木材産業改善資金管理カードと同じ書式を用いて、林業後継者特別対策資金貸付金管理カードを作成し管理を行っている状況である。

##### < 担当者の権限分配の状況 >

県森林組合連合会の主担当は1名（主担当の上司が業務を補完）であり、県の債権管理担当者も1名である。

県の債権管理担当者1名が、貸付決定の事務から債権保全（回収）事務まで一人で担当をしているが、電話、文書、訪問などの督促・催告業務は、県森林組合連合会に委託をしているため、県の債権管理担当者が、実際に電話や訪問等の催告業務を行うことは例外的な取扱いとなっている。

#### イ. 債務者に関する情報の収集

##### <債務者について収集・保管している情報>

債務者に関する情報については、債務者が資金の借入れを申し込む際に提出する林業・木材産業改善資金貸付申請書又は林業後継者等特別対策資金貸付申請書により、氏名、住所、電話番号、年収（所得）、連帯保証人の氏名・住所などの情報を把握するほか、貸付申請書の添付書類などから、所得金額などの情報も把握している。

債務者が法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、連帯保証人の氏名・住所などの情報のほか、貸付申請書の添付書類などから、決算状況などの情報を把握している。

##### <調査の方法と頻度>

群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領又は群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領において、債務者や連帯保証人の住所・氏名等が変更になった際に変更届を提出することとされていることから、変更届の提出により変更の有無を確認している。

同変更届が提出されない場合等については、県から債権保全（回収）業務を委託されている県森林組合連合会の担当者が、定期的に電話、個別訪問を行い、変更の有無を確認しているとのことであるが、県では、県森林組合連合会により定期的に電話、個別訪問が行われているか否か、電話、個別訪問が行われているとすれば、どの程度の頻度で行われているのかを把握していない。

なお、県の（環境）森林事務所の担当者が、債務者宅等を訪問することもあるとの説明がなされたが、（環境）森林事務所では、林業の技術指導等を行っていることから、技術指導等で債務者宅を訪問する際に、変更の有無を聴取しているとのことである。

債権管理のために、平成25年度に、住民基本台帳法第37条第1項に基づき、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料提供の依頼を行った事例もあるとのことであるが、極めて例外的なケースであり、ほとんどのケースでは依頼は行われていない。

##### <債務者との通信・面談>

県では、債権保全（回収）業務について県森林組合連合会に委託をしているため、県では、原則債務者に対して催告を行うことはなく、県では個別の通信、面談記録は作成していない。

県森林組合連合会の担当者が債務者宅を訪問する際に、県の債権管理担当者などが同行することもあるが、その際には、県の債権管理担当者が復命書を作成することから、復命書に訪問時のやり取りなどが記録される。

県から債権保全（回収）業務の委託を受けた県森林組合連合会では、林業・木材産業改善資金貸付金管理カード、林業後継者特別対策資金貸付金管理カードに納入の状況、督促の状況を記載するとともに、交渉、面談記録をエクセル等のソフトで作成しているとのことであるが、県では、県森林組合連合会に対して、定期的に債権保全（回収）業務に関する報告を求めているため、県では県森林組合連合会で実施した交渉、面談の詳細については把握をしていない。

#### ウ．消滅時効の管理状況

##### <起算点・時効期間の管理状況>

林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金ともに私債権であり、納期が定められているため、納期が時効の起算点となる。

時効期間の管理については、県の債権管理担当者が、エクセルの表に、一部納入された場合の納入日、分納誓約書の徴求日を入力し、時効中断日などを把握し、時効期間の管理を行っているが、債権管理担当者1名が同表を作成、管理しているだけの状況であるため、属人的な時効期間の管理方法となっている。

##### <中断措置の有無・方法>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が死亡した後、連帯保証人から一部返済を受けているものの、債務者の相続人に対して請求を行っていないものが存在する。

##### <時効完成後の対応>

私債権であることから、時効期間が経過しているものの、債務者からの時効援用の意思表示がないため、確定的に時効が完成し時効消滅している債権は存在しない。現在の収入未済債権のうち、時効期間が経過しているものの、時効の援用をされていないものは、4件（実人員3人）である。

#### （４）債権（収入未済額）の回収事務

##### ア．督促の実施状況

##### <実施方法・頻度>

調定後、納期限までに納入されなかった場合には、県で督促状を発行し、県森林組合連合会の担当者が督促状を直接自宅まで届けるが、県では督促状を届けた月日を把握していない。

債権保全（回収）業務については、県から県森林組合連合会に事務が委託されているため、連合会の担当者が原則督促・催告を行うが、資力が存在するにもかかわらず支払いを行わない債務者などの悪質な事案の場合には、例外的に県の債権管理担当者が電話や連合会の担当者に同行し訪問などの催告を行う。

県では、債権保全（回収）業務を委託している県森林組合連合会に対して、委託事務の処理に関して報告を求めることができるが、県森林組合連合会からは、債務者等から支払い（償還）があった際に、定型書式の「遅延償還者報告」の提出があり、定期的に、県が県森林組合連合会に対して、各債務者に対する債権保全（回収）業務の内容を報告させているものではない。そのため、県では、県森林組合連合会が、どの程度の頻度で、どのような内容の催告（電話、

文書、訪問)を行っているかを把握していない状況である。

また、財産調査については、いずれの債務者に対しても実施されていない。

#### <延滞金等>

①林業・木材産業改善資金については、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条において、借受者が支払期日に償還金等を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものと規定されている。

②群馬県林業後継者等特別対策資金についても、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第10条において、借受者が償還期日に償還すべき貸付金等を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものと規定されていることから、県では、これらの規定に基づき違約金を徴求している。

①②違約金の算定期間については、林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金ともに、各償還(支払)期日の元金が完済となった際に、その元金に対応する違約金を算定し調定を行う取扱いとなっている。

#### <督促状の記載>

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式のものの発行を行うが、督促状には行政不服申立ての教示はない。

#### イ. 督促に応じない場合の措置

##### <強制執行等の実施状況>

強制執行等の措置を実施した事例はない。

##### <法が用意した手段の活用状況>

法的手段の実施はない。

##### <任意的手段の活用方法>

県では、債権保全(回収)業務を県森林組合連合会に業務委託していることから、原則、県森林組合連合会が、債務者に対する催告等を実施しており、県の債権管理担当者が債務者に催告等を実施するのは、債務者に資力がありながら支払いがないなどの悪質な事案の場合である。

県では、県森林組合連合会が、債務者から支払い(償還)があった際に県に提出する「遅延償還者報告」により、債務者からの納入があったことを把握し、また、不定期に県森林組合連合会から債権保全の状況等について報告をうけることはあるものの、定期的に、県森林組合連合会に対して、各債務者に対する債権保全(回収)業務の内容を報告させているわけではないため、県では、県森林組合連合会が、どの程度の頻度で、どのような内容の催告(電話、文書、訪問)を行っているかを把握していない状況である。

納付相談、納付誓約の徴求については、県森林組合連合会が訪問した際などに債務者に対して償還計画書(償還計画書が分納誓約の書面に該当する)の作成を依頼し、債務者から償還計画書が提出されている事案もあるが、抽出して

内容を確認した事案の中でも、償還計画書が提出されている事案は少ない状況である。

#### ウ．財産調査の実施状況

##### <債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者宅を訪問した際に、債務者が生活保護を受給した事実を確認している事案が1件存在する。抽出した事案に関する文書等の記載内容を確認する限り、それ以外の事案では、債務者の資産、返済能力に関する調査が実施されているとは言い難い状況である。

##### <債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者でない者に対して財産調査を実施した事例はない。

#### エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

##### <連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

①林業・木材産業改善資金については、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条により、借入申込者は連帯保証人を立てることが義務付けられている。

②林業後継者等特別対策資金についても、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第6条により、不動産を担保に提供するか、又は連帯保証人を立てることが義務付けられている。

①②抽出して内容を確認した全ての事案において、連帯保証人は徴求されていたが、全ての事案で連帯保証人に対して適切に請求がなされているわけではない。「連帯保証人に対して一切請求を行っていないもの」、「連帯保証人が死亡した後、連帯保証人の相続人調査までは終了しているものの、その後、連帯保証人の相続人に対して一切請求を行っていないもの」、「複数の連帯保証人のうち、一部の連帯保証人にしか請求を行っていないもの」、「債務者が自己破産を申し立て免責許可決定となっている場合に連帯保証人に迷惑がかかるとの理由から債務者からの回収を継続し、連帯保証人に対して請求を行っていないもの」などが存在する。他方、連帯保証人から、「同人が連帯保証することを承諾した金額を超えて連帯保証をしたことになっていることから、同人が承諾をした金額を超えた部分（金額）の連帯保証に関しては無権代理である」と主張をされ、平成30年度に訴訟になっている事案が存在する。県では、連帯保証人を徴求する際、借用証書に連帯保証人の実印を押させた上で、印鑑証明書を徴求しているところ、上記の訴訟となった事案でも、実印を押させ、印鑑証明書を徴求している。

①②林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金については、事務処理要領において、借入申込者は、資金交付日以降、借用証書を作成し、保証人の印鑑証明書を添付して提出する取扱いになっていることから、この事案以外に保証意思を争われたものはない。

##### <債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者が死亡した場合には、相続人の調査までは行われているが、相続人に対する催告まではほとんど行われていない状況である。債務者が死亡したケー

スなどでは、連帯保証人に対して請求を行っているものもあるが、債務者の相続人に対しては一切催告等を行っていないものが存在する。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難であると判断された場合の処理方針は存在しない。なお、抽出して内容を確認した事案の中には、債務者が生活保護を受給するようになった事案が存在するところ、債務者からの回収を継続し、連帯保証人には請求を行っていないものがある。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

徴収停止措置・履行延期の特約を利用した事例はない。

(6) 過去度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア. 平成13年度の監査結果と改善措置の状況等

平成13年度に「貸付金の管理業務を群馬県森林組合連合会に事務委託をしているところ、延滞中の貸付金であって償還期日到来後6か月を経過したものについて、その延滞額の一部又は全部につき払込があった時には、県が連合会に延滞取立奨励金（払込額の3パーセント）を支払っていたことに関し、群馬県森林組合連合会に対して支払われる延滞取立奨励金を支払う必要性の有無、及びその手数料水準の妥当性について見直す必要がある」、「貸付申請書審査の充実を図るため、事業計画書に添付する書類の内容をきちんと定めること、マニュアル又はチェックシートを作成し、必要書類（林業後継者等対策資金の必要書類として、所得証明書、見積書、借入金残高証明書、他の県資金ないし補助金との併用の有無を証明する書類等）が添付されているかチェックすることが必要である。」、「延滞債権の発生要因である、延滞に関する情報不足、対応の遅れ等の管理上の問題等に留意し、厳格な審査の遂行、的確な債権管理を行うことが必要である。」、「債権管理についての最終責任が県にあることから延滞管理システムの再構築が急務であり、また、県が直接貸付実行額を借受者の口座に振り込む方式とし、連合会の事務合理化や経費削減へとつなげられる。」との意見が出されている。

平成13年度の包括外部監査の時点では説明を行っていないが、1977年に林野庁監修で発行されている「林業改善資金制度の解説」という書籍において、委託手数料の支払基準が示されており、県では、同支払基準を踏まえ、県森林組合連合会に対して、延滞取立奨励金（払込額の3パーセント）を交付しているものであり、延滞取立奨励金の支払いの必要性及び手数料水準の妥当性については特段の問題はないものと考えられる。また、すでに、事務取扱要領は改正され、「林業後継者等特別対策資金貸付前チェックリスト」を新たに定め、同リストに基づき、添付書類のチェックが行われ、貸付時には、本人及び連帯保証人の所得証明、確定申告書、源泉徴収票、決算書（法人の場合）など

を提出させており、所得等の調査を行っている。長年の懸案事項である債権管理については、県森林組合連合会に業務委託を行っているが、県が県森林組合連合会に対して十分に報告を行うように指導を行っている状況ではなく、県において的確な債権管理を行っているとは言い難い状況である。

このほか、平成13年度の意見では、平成13年度以前に電算システムを導入していたことから、再度電算システムを導入し延滞管理を行うことを提案されているところ、現在は、エクセルソフトにより、表などを作成し債権管理（延滞管理）を行っており、新たな電算システムの導入は検討していない。貸付方法については、現在、県が直接貸付実行額を借受者口座に振り込む方式に変更され、また事務の重複についても解消されており、県森林組合連合会の事務の合理化が一定程度図られている。

#### イ. 平成23年度の監査結果と改善措置の状況等

平成23年度に「林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金の借入申込者は、貸付申請書とともに事務取扱要領に規定されている添付書類を提出する必要があるところ、県税を滞納していないことを証するもの（納税証明書等）の提出漏れが1件確認された。」、「県が借受者に対して資金を貸し付けた後、その貸付金の利用状況、借受者の財務状況を確認する必要性があることから、事務処理要領に確認手続を規定し、各年度での利用・財産状況を確認するべきである」との意見が出されている。

提出漏れを防止するために、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領、群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領に、添付書類等が提出されているか否かを確認するための貸付審査表を設け、添付されている書類に○印を付す方法でチェックを行っている。貸付申請書類の中から10件程度を抽出し、貸付申請書に添付を義務付けられている添付書類の確認をしたところ、納税証明書等の添付書類はいずれの事案でも全て添付されており、提出漏れの事案は確認できなかった。また、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領を改正して、新たに林業・木材産業改善措置実施状況報告書を様式として定め、借受者に毎年6月末までに提出をさせる取扱いとし、同報告書には、年間収入及び年間所得（法人の場合は売上高、営業利益）などの実績を記入し、個人の場合には確定申告書、法人の場合には決算に係る財務諸表を添付させている。群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領についても改正し、新たに林業後継者等特別対策資金事業実施状況報告書を様式として定め、借受者に毎年6月末までに提出をさせる取扱いとし、同報告書には、売上高、営業利益などの実績を記入し、個人の場合には確定申告書、法人の場合には、決算に係る財務諸表を添付させている。

#### (7) 指摘事項

ア. 【破産免責許可決定となった債務者に対する貸付債権に関して債権放棄等を行うべきである（指摘事項11）】

<結論>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が破産、免責許可決定となっている事案があり、同事案については債権放棄等を行うべきである。

<理由>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が破産、免責許可決定となっている事案があるが、その後も債務者から弁済を受けているものが存在する。

破産免責後の破産者の債務は、法律上自然債務（裁判上請求されることはないが、債務者が任意に行う弁済は有効）となると解釈されているので、弁済を受けること自体は違法ではない。しかし、破産者の経済的更生を図る破産免責制度の趣旨や民間におけるより一層公正さを求められる自治体行政のあり方からして、破産者が納税義務など免責されない債務と誤解して弁済を継続している可能性もある事案で、弁済金を受領し続けているとすれば、著しく妥当性を欠く事務と言わざるを得ない。

群馬県会計局作成の会計事務の手引きによれば、破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたときは、費用対効果の面から債権の放棄（法第96条第1項）を検討することとされていることから、速やかに債権放棄を検討することが必要である。

なお、「会計事務の手引き」には、債権放棄を検討すべき債権は「徴収停止した債権」に限られるかのように読める記載があるが、法律上、そのような制限はないものと考えられる（法第96条第1項）。

イ. 【林業後継者等特別対策資金貸付金管理台帳を作成し、借受者ごとの償還状況等を明確に記録すること（指摘事項12）】

<結論>

群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領・第11（1）イの規定を根拠に、県林業振興課及び県森林組合連合会に、林業後継者等特別対策資金貸付金台帳（様式26号）を作成し、償還状況等を明確に記録させるよう求めるべきである。

<理由>

群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領・第11（1）イ及びウの規定によれば、県林業振興課及び県森林組合連合会は、事務取扱要領で定められた林業後継者等特別対策資金貸付金台帳を作成し、償還状況等を明確に記録し、償還終了後5年間台帳を保存しなければならないとされている。

事務取扱要領は、統一的な事務処理方法を定めたものであり、県の担当者が数年単位で定期的に異動をしたとしても、各担当者が統一的な債権管理業務を行うことができるように、償還状況等を記録する台帳の作成を義務付けているものであることから、事務取扱要領に基づき台帳を作成することが必要である。

また、現在の運用状況からすると、貸付金台帳が不要であり、別の様式で管理を行うことが適当であると考えているのであれば、事務取扱要領を改正し、現在の運用状況に合わせるべきである。

（8）意見



ア. 【群馬県森林組合連合会に対して各債務者に対する催告状況等について定期的に報告を求めること（意見58）】

<結論>

県森林組合連合会が各債務者に対して実施している催告等の状況について定期的に報告を受け、適切な債権保全（回収）業務を行う必要がある。

<理由>

毎年度、県は県森林組合連合会との間で、林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金に関して業務委託契約を締結し、債権保全（回収）業務も県森林組合連合会に委託をしている。

そのため、各債務者に対する通常の電話、文書、訪問等の催告業務及び債務者からの回収業務は県森林組合連合会で行うこととなり、県の債権管理担当者が自ら催告業務や回収業務を行う体制とはなっていない。

しかしながら、これまでの外部監査でも指摘をされているように、債権管理等の最終責任は県にあることから、県が直接催告業務や回収業務を行っていないとしても、委託先である県森林組合連合会から定期的に各債務者に対する催告業務の実施状況について報告を求め、催告業務に不十分な点があれば、県森林組合連合会と協議又は県森林組合連合会に対して指示を行い、適切な債権保全（回収）業務が行われるように指導監督をしていく責任がある。なお、平成13年度の包括外部監査の時点では、県森林組合連合会から県に対して四半期報告書が提出されていたが、現在は四半期報告書の提出は行われていない。

現状では、県が県森林組合連合会に対して、各債務者に対する催告業務の状況等について報告を求めているため、県では、県森林組合連合会が、各債務者に対して、どの程度の頻度で、こういった内容の催告を行っているのか十分に把握をしていないことから、定期的に報告を受け、適切な債権保全（回収）業務が行われるように改善していく必要性が高い。

イ. 【貸付債権の時効管理の方法について改善を行うこと（意見59）】

<結論>

林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金の貸付債権について、時効管理の方法について改善を行う必要がある。

<理由>

県の債権管理担当者がエクセルソフトで作成している債権管理表等が複数存在するが、時効中断事由である一部納入（日）と分納誓約書の徴求（日）は一つの表で管理をされているわけではなく、複数の表を確認しなければ、時効の起算点が把握できない状況になっている。

時効管理は債権管理担当者1名で行っている状況であることから、一つの表を確認すれば時効の管理を行うことができるよう、債権管理の方法の改善を行うことがリスク低減につながると考えられる。

また、抽出した事案の納入状況を確認したところ、主債務者の法人が事実上倒産したり、主債務者の個人が亡くなっている場合に、主債務者ではなく、連

帯保証人からのみ一部納入を受けている事案が存在したが、連帯保証人からの納入は主債務の時効を中断する効力はなく、将来的に連帯保証人から主債務の消滅時効を援用されるリスクがあることから、主債務の時効中断を図ることについても留意をする必要がある。

主債務者が死亡した後、主債務者の相続人に対して請求を行っていない事案が存在するが、主債務の時効中断のためには、主債務者の相続人に対して請求を行うことが必要である。

ウ．【債務者が生活保護受給者となった場合など債権回収が困難な場合の対応方針を検討すること（意見60）】

<結論>

現在のところ、債権回収が困難であると判断された場合の対応方針は定められていないが、債務者が生活保護受給者となった場合などの対応方針を検討することも必要である。

<理由>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が生活保護受給者となったものの、その後も同人からの債権回収を継続し、途中で納入が滞っている事案があるが、通常、生活保護受給者には資力、返済能力がないと考えられることから、債務者の生活再建、及び費用対効果の点から、債権回収が困難であると判断される場合の対応方針を検討することも必要である。

3. 森林保全課Ⅰ：治山事業請負契約に関する契約違約金及び前払金返還遅延利息  
平成29年度中に29万7345円の不納欠損処理があり、同年度末残高は0となった。同年度末残高が0であっても、同年度中に不納欠損処理がされたものはヒアリングや詳細調査の対象としているが、本債権の場合、他部の違約金や返還利息と全く同様の取扱いをしているとのことであり、アンケート結果等を検討したところ、債権の性質上も特に質的重要性を想起させるものではなかったため、ヒアリング等を割愛した。
  
4. 森林保全課Ⅱ：生活環境保全林整備事業に関する前払金余剰額に係る返還利息  
平成29年度中に9万135円の不納欠損処理があり、同年度末残高は0となった。同年度末残高が0であっても、同年度中に不納欠損処理がされたものはヒアリングや詳細調査の対象としているが、本債権の場合、金額が少額であり、アンケート結果等を検討したところ、債権の性質上も特に質的重要性を想起させるものではなかったため、ヒアリング等を割愛した。